

(別添)

令和7年度茨城県神栖市等におけるジフェニルアルシン酸等における地下水モニタリング のための地下水及び土壌試料採取等業務に係る仕様書

1. 件 名

令和7年度茨城県神栖市等におけるジフェニルアルシン酸等における地下水モニタリングのための地下水及び土壌試料採取等業務

2. 業務目的

本業務は、茨城県神栖市及び神奈川県平塚市において、有機ヒ素（ジフェニルアルシン酸及びその関連物質）による地下水汚染について、汚染状況の把握及び解析等に資するため、水質及び土壌の分析に供する試料の採取等を行うとともに、採取を行う観測井の保守等を行うことを目的とする。

3. 業務内容

本業務により採取する地下水及び土壌試料は、総ヒ素、ジフェニルアルシン酸(DPAA)、フェニルアルソン酸(PAA)、フェニルメチルアルシン酸(PMAA)等の有機ヒ素等の分析に供されるものである。

これら分析対象とする物質の性状（特に、地下水中の形態変化）について十分に把握・理解した上で、適切な試料採取等の計画立案及び現場作業に努めなければならない。

また、採水する地下水については、帯水層内の地下水を対象として試料を採水するものであって、観測井内の孔内水（帯水層内の地下水に置き換わっていない観測井孔内の水）の採水を対象とするものではない。さらに、過剰な揚水等により分析対象物質の形態変化を発生させた地下水を採水するものでもない。これらのほか、必要と考えられる点に注意を払った採水・保管・送付計画を立案し、実施するものとする。

3. 1 茨城県神栖市における地下水及び土壌試料採取等

(1) 地下水試料の採水等

環境省担当官の指示に基づき、本項ア)～キ)に掲げる地下水試料の採水等を実施すること。

ア) 地下水試料の採水等を行う対象

地下水試料の採水や水位測定等は、観測井を対象として行う。観測井は全 135 孔であり、おおそ 4.5 km^2 の範囲内に設置されている。採水等の観測・測定は、時期等により対象とする観測井が異なる。次項以降に詳述する。

観測井の井戸諸元（構造等）のうち井戸管の材質については、5 孔を除き、直径約 50mm の塩化ビニル等の樹脂管（VP50 相当）である。5 孔は鋼管製であり、そのうち 3 孔が直径約 100mm、残り 2 孔が直径 150mm である。各観測井の深度については、次項以降に詳述する。

イ) 四季の地下水試料採水時期及び回数

四季の採水は、令和7年5月（春季）、8月（夏季）、11月（秋季）、令和8年2月（冬季）の四季にて、計4回行う。

採水を行う観測井の対象は、表1に掲げる全てであり、135孔である。ただし、本業務期間内において、観測井の新規設置や廃止となる場合があり、5孔程度の増減となる場合がある。その際には、環境省担当官から、それら観測井の設置場所等の情報の通知を行う。

観測井から採水する深度及び数量を表2に示す。なお、採水数量については、本業務期間内において、観測井の設置場所や採水深度に関わらず、各季節の採水において5回程度の追加又は削減となる場合があり、本業務数量としてこの増減分を含むものとする。追加採水又は削減を行うこととなった場合には、環境省担当官から、当該観測井の設置場所、採水を行う時期や採水深度等の通知を行う。

表1 神栖地区の採水対象観測井数と採水等実施回数

	四季の採水回数 (対象：135 孔)	四季の採水以外の回数 (対象：40 孔)	水位測定回数 (対象：135 孔)
令和7年4月	なし	67	135
令和7年5月	389	なし	135
令和7年6月	なし	67	135
令和7年7月	なし	67	135
令和7年8月	389	なし	135
令和7年9月	なし	67	135
令和7年10月	なし	67	135
令和7年11月	389	なし	135
令和7年12月	なし	67	135
令和8年1月	なし	67	135
令和8年2月	389	なし	135
令和8年3月	なし	67	135
業務期間計	1,556	536	1,620
総計	2,092		

表2 神栖地区の四季の採水の採水深度とその採水回数

採水種別	同一孔内での採水	採水深度 (GL-m)	観測孔数	採水回数	備 考
採水深度 30m まで	1 深度のみ	10～30 (観測井による)	23 孔	23 (1 季節当たり)	—
	3 深度採水	10, 20, 30	84 孔	252 (1 季節当たり)	—
採水深度約 40m まで	4 深度採水	10, 20, 30, 孔底付近	21 孔	84 (1 季節当たり)	—
採水深度約 50m まで	5 深度採水	10, 20, 30, 40, 孔底 付近	6 孔	30 (1 季節当たり)	—
—	—	—	—	計 389	(1 季節当たりの合計 採水回数)
—	—	—	—	合計 1,556	(業務期間内の合計採 水回数)

孔底深度が30mまでの観測井は、108孔が設置してある。このうち、1つの深度で採水する観測井は23孔であり、同一孔内において3深度(10m、20m、30m)から採水する観測井は84孔である。

30mより深い観測井は27孔設置してあり、10mごとに孔底(最大50m程度)まで採水する。

なお、採水を行う観測井のうち2孔については、およそ500リットルの揚水後に採水を行う。この採水について、本項キ)に詳述する。

観測井の詳細な井戸諸元(構造等)は、契約締結後、環境省担当官から通知を行う。

ウ) 四季の採水以外の地下水試料採水時期及び回数

四季の採水以外の8ヶ月(令和7年4月、6月、7月、9月、10月、12月、令和8年1月、3月)については、本項イ)に掲げる観測井135孔のうち、40孔にて採水を行う。採水する深度は、イ)において実施する40孔と同じ深度である。採水を行う観測井の位置は、契約締結後、環境省担当官から指示を行う。ただし、本業務期間内において、観測井の新規設置や廃止となる場合があり、5孔程度の増減となる場合がある。その際には、環境省担当官から、それら観測井の設置場所等の通知を行う。

観測井から採水する深度及び数量を表3に示す。採水回数については、本業務期間内において、観測井の設置場所や採水深度に関わらず、各月の採水において5回程度の追加又は削減採水回数となる場合があり、本業務数量としてこの増減分を含むものとする。追加採水又は削減を行うこととなった場合には、環境省担当官から、当該観測井設置場所、採水を行う時期や採水深度等の通知を行う。

表3 神栖地区の季節採水以外の8ヶ月の採水深度と採水回数

採水深度 (m)	採水回数 (1月当たり)	備 考
10	20	—
15	1	—
20	19	—
30	26	—
35	1	—
—	67	(1月当たりの合計採水回数)
—	536	(業務期間内の合計採水回数)

なお、採水を行う観測井のうち2孔については、およそ500リットルの揚水後に採水を行う。この採水について、本項キ)に詳述する。

工) 採水方法

採取する水試料が有機ヒ素の分析に供されることを踏まえ、当該分析に最適な採水の方法及び分析機関までの送付方法を検討し、根拠が明確な資料等を添付した計画書を、契約締結後速やかに環境省担当官に提出し、承認を得ること。

水試料の供試体用容器（水質分析に供するための試料を封入する容器。1本450mL程度の樹脂製を想定。）は、環境省が別途契約する地下水の分析機関から、採水試料の数量分（1割程度の余裕を加えた数量）が、採水を実施する前に送付される。供試体用容器は、この送付されてくる容器のみを使用し、この容器以外は使用してはならない。採水容量は、1回の採水当たり1つの容器分の量を想定している。

供試体用容器への試料注入に際し、事前に容器に異常の無いことを確認し、原則として共洗い(ともあらい)はせずに、泡立てず、できる限り短時間（現場の大気に触れる時間を短くする。）で注入すること。容器の封をする際は、供試体用容器内に気泡を入れてはならない。

供試体用容器の送付は、計画書に記載した方法を用いて、採水を行った同日中に当該の分析機関へ送付すること。なお、当該分析機関から届く水質分析用の供試体用容器の送料は、分析機関の負担である。

地下水の採水に際しては、これらのほか、以下の要領に基づき計画を立案し、計画書に記載の上、実施すること。

a) 本項イ)に掲げる四季の採水は、必ず5日以内に採水を完了させること。

また、本項ウ)に掲げる四季の採水以外の8ヶ月の採水は、必ず2日以内に採水を完了させること。

採水を行う順序は、濃度レベルごとに行うものとし、これを計画書に記載すること。なお、計画立案にあたっては、「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」における茨城県神栖市事案及び神奈川県平塚市事案の資料※を参考とすること。また、採水の日程については、業務期間内の採水予定を計画し、計画書に記載すること。さらに、3.2に掲げる平塚地区の採水日程とは、重ならないように計画すること。

※ https://www.env.go.jp/chemi/gas_inform/sonota_singi/sonota01.html

b) 採水作業においては、供試体試料に、採水すべき地下水以外のものが混入しないよう、最善の注意を払うこと。

c) 採水作業中に発生した廃水や廃棄物（洗浄、手袋、消耗品、汚泥等）等は、法令等に従って、適切に処分すること。

d) 試料を封入した供試体用容器には、観測井の名称等（観測井番号、採水深度、採取日時等）を記載し、計画書に記載した保管方法に基づき、運送に供するまでの間、現場保管すること。

e) 供試体の送付に際し、送付する供試体試料について、観測井の名称等（観測井番号、採水深度、採取日時等）を記載した一覧表を作成し、送付する供試体と照合の上、これを同封し、送付すること。また、分析に際して、現場で確認された事象等について、分析機関に対して連絡事項等があれば、一覧表に付記すること。

f) 現場において通常とは異なる事象（採水等を行えない状態、本項オ）に掲げる測定結果の異常等）や、その他気づいた点等があった場合には、遅

滞なく環境省担当官に連絡すること。

- g) 採水作業の工程において障害とならない範囲(1 採水当たり、数回程度)内で、低揚水量(0.5L/min)による揚水作業を指示する場合がある。実施場所や時期等については、環境省担当官と協議のうえ、決めるものとする。

オ) 現場水質の測定

イ) とウ) に掲げる全ての採水に際し、以下の現場水質の測定を行うこと。

- a) 揚水している地下水について、分析に供すべき帯水層内の地下水であることが、妥当に推察される水質。
- b) 採水する地下水の水温、pH、ORP(Eh(標準水素電極電位)換算値)、EC、D0、濁度、色、臭気等の地下水の基礎的水質評価が可能な項目。測定に際し、帯水層中の地下水が還元環境(Eh が負の値)となっている場合のほか、分析対象とする物質の性状(分解等の形態変化等)も踏まえた測定項目とし、揚水した水を現場大気に触れさせない工夫(フロースルーセル等)等に配慮した測定を、計画・実施することが望ましい。また、この測定は、供試体自体の水質を測定するものではなく、供試体とする地下水の水質を測定するものであることに注意すること。

カ) 観測井の孔内水位の測定

イ) に掲げる観測井 135 孔に対し、イ) 及びウ) に掲げる採水作業とは別に、一斉孔内水位の測定を行う。測定時期及び数量を表 1 に示す。水位測定は、全孔の測定を 1 日で完了させること。測定日時を記録し、測水結果は、地下水位を東京湾中等潮位(T.P.)基準の標高にて整理するものとする。なお、観測井の管頭標高は、本項ク) d) に掲げる井戸台帳に記載されているものを利用すること。

キ) 一定量揚水後に実施する採水

本項イ) とウ) に掲げる採水のうち、環境省担当官が指示する 2 孔の観測井については、およそ 500 リットルの揚水を行った後に、採水を行う。

対象とする観測井は、契約締結後、環境省担当官から指示を行う。想定している採水深度は、いずれも 10m である。

ク) 観測井の保守

適切な水位・水質の観測が年間を通じて可能となり、かつ適切な作業が可能となるよう、下の a) ～ d) に掲げる観測井の保守及びその記録の管理を行うものとする。a) ～ d) のいずれの業務においても、調査対象の観測井に増減があった場合、本業務としてこの増減分を含むものとする。

なお、全ての採水時等の現場作業において、観測井に何らかの障害(適切な採水が困難又は不可能な事象等)が確認された場合、下の a) ～ d) に掲げる井戸洗浄や清掃の実施時期にかかわらず、井戸洗浄(適切な水質の採水を回復するため等の措置を含む。)や清掃等を指示する場合がある。

a) 観測井の洗浄

本項イ) とウ) に掲げる採水等を行った全ての観測井について、本項ウ) に掲げる最終月の採水後、井戸洗浄を実施する。井戸洗浄は、帯水

層内の地下水を円滑に採水できる（帯水層内の地下水が観測井孔内外を滞りなく流入出できる）ように図るほか、観測井孔内に流入・堆積した砂等を排除することにより、次年度においても、採水に適する観測井としての機能を維持するために実施する。井戸洗浄に際しては、いかなる薬剤等も使用してはならない。なお、洗浄にかかる観測井の深度は、30 mを想定している。

洗浄の際に発生した汚泥及び汚水等は、法令等に基づき適切に処分すること。

b) 観測井周辺の草木等伐採及び清掃等

本項イ)とウ)に掲げる採水等を行った全ての観測井について、春季・夏季・秋季の年3回、観測井の周囲において、草木等の伐採や清掃等を実施する。

草木の伐採にあたり、除草剤等の薬剤は使用してはならない。

伐採した草木や除去した廃棄物等は、法令等に基づき適切に処分すること。

なお、各観測井直近の道路等から観測井までの距離は、いずれも約5 mである。

c) 観測井設置場所の土地改変時の対応

環境省担当官が指定する5孔の観測井において、土地利用の変更等により、観測井管頭部の変更が計画されている。変更後においても、観測井としての機能を維持し、適切な水質の地下水を採水する（適切な構造による、例えば表流水の流入防止等の措置）ため、観測井の管頭部の構造を、土地利用等に適合させる対応を行うものとする。

計画されている地盤の変更高さは、概ねプラスマイナス 50cm 以内である。設置ます等は、現在設置されているもの又は同等程度のものを用いるものとする。ただし、土地利用変更後の状況により、鍵付のますが良い場合もある。管頭部の対応の後、管頭高さ及び地盤高の測量を行う。

当該の観測井地点、計画地盤高、鍵付きますの場合の地点、測量基準点等は、契約締結後、環境省担当官から指示を行う。

なお、当該地点と同様に、観測井設置場所に係る土地の改変等が生じる状況となった場合には、環境省担当官の指示のもと、対応を行うものとする。

d) 井戸台帳の記録更新及び整備

全ての観測井における現地作業において、井戸台帳に記録されている内容と異なる状況が確認された場合や、設置場所地権者等の変更などがあった場合、井戸台帳の記録を更新（現地の状況に応じて、写真による記録も追記する。）し、更新した内容とその日時等も合わせて記録を行う。井戸台帳はMicrosoft社のソフト名「アクセス」のデータ形式で整備されており、昨年度のデータは、契約締結後、環境省担当官から手交する。

なお、井戸台帳には、観測井所在地等に係る個人情報が含まれることから、7.に掲げる個人情報の取扱いに基づき、データの管理を徹底しなければならない。特に、データを取り扱う作業を行う際に使用するコンピュータは、作業の都度、その時点において最新のデータによるウイルスチェックソフトにて感染等のないことを確認し、さらに外部との通信や社内ネットワークに接続されていない独立した環境において、執務にあたらなければならない。また、井戸台帳のデータは、外部との通信や社内ネットワークに接続されていない独立した環境に保存し、関係者外の取扱い等ができないように管理すること。

(2) 土壌試料の採取

環境省担当官が指定する1つの区画(約100m四方の裸地の空き地)の土壌を対象として、有機ヒ素(総ヒ素、ジフェニルアルシン酸、フェニルアルソン酸、フェニルメチルアルシン酸等)の水への溶出試験の分析に供するため、表層土壌試料の採取を、2回(令和7年8月、令和8年2月を想定。)実施する。

採取にかかる想定数量は以下のとおり。

1) 採取箇所数：3か所

2) 掘削深度：1か所は、地表面から1mまで。

他2か所は、約50cmまで。

3) 採取する検体数・試料数：1回の採取時期当たり、3箇所合計で16検体。なお、土壌試料の採取は、採取ごとに2試料の採取を行う。したがって、試料数としては、32試料となる。
(年度内・2回採取 計32検体・64試料)

4) 1試料当たりの量：概ねソフトボールの大きさ(約500mL)程度

土壌の掘削及び採取方法については、有機ヒ素等の分析に最適な土壌採取の方法及び分析機関までの送付方法を検討し、根拠が明確な資料等を添付した計画書を、土壌試料採取前までに環境省担当官に提出し、承認を得ること。

採取場所・採取地点名・採取深度等の詳細については、契約締結後、環境省担当官から指示を行う。なお、土壌試料の採取を想定している対象地では、試料採取に際し、重機等は入ることができず、人力による採取となる。

土壌試料の採取に際しては、これらのほか以下の要領に基づき計画し、計画書に記載の上、実施すること。

ア) 土壌試料採取の日程は、契約締結後に年度計画を作成し、計画書に記載すること。

イ) 土壌試料の採取は、採取ごとに同一の試料を2試料採取し、2試料で1検体とする。

ウ) 試料の採取においては、試料に、採取すべき土壌試料以外のものが混入しないよう、最善の注意を払うこと。

エ) 採取作業において発生した汚泥や廃棄物(器具洗浄、手袋、消耗品等)等

は、法令等に従って、適切に処分すること。

オ) 採取した土壌試料を封入する容器及び送付方法については、環境省が別途契約する土壌試料の分析機関（地下水試料の分析機関とは異なることが想定される。）との2者において、環境省担当官を通じて、以下の点について協議を行うこと。

1) 土壌分析用の供試体用容器

2) 分析機関までの保管・送付方法

この協議に基づき、土壌分析用の供試体用容器を準備し、土壌試料封入後は、適切な方法にて送付すること。

カ) 試料採取の記録に、土壌試料の柱状図（土質の深度分布を模式的に表したものであれば、様式は問わない。）を添付すること。

キ) 試料を封入した供試体用容器には、採取地点名等（採取地点番号、採水深度、採取日時等）を記載し、計画書に記載した保管方法に基づき、運送に供するまでの間、現場保管すること。

ク) 土壌試料の送付に際し、土壌の分析機関に送付する試料について、採取地点名等（観測井番号、採水深度、採取日時等）を記載した一覧表を作成し、送付する試料と照合の上、これを同封し、送付すること。また、分析に際し、現場で確認された事象等の分析機関への連絡事項等があれば、一覧表に付記すること。

3. 2 神奈川県平塚市における地下水試料採取等

環境省担当官の指示に基づき、本項の（1）～（6）に掲げる地下水試料の採水等を実施すること。

（1）地下水試料の採水等を行う対象

地下水試料の採水や水位測定等は、2種類の井戸を対象として行う。一つは観測井として設置されている井戸（井戸管は直径50mmの塩化ビニル等の樹脂管（VP50相当）、孔底深度は10m。）であり、もう一つは飲用等の地下水利用を目的として設置されている井戸である。これらの井戸は全37孔（前者は18孔、後者は19孔）であり、おおよそ2.5km²の範囲内に設置されている。採水等の観測・測定は、採水や測定の内容等により、調査対象とする井戸が異なる。次項以降に詳述する。

なお、観測対象とする井戸について、本業務期間内において、新規設置や観測の廃止となる場合があり、5孔程度の増減となる場合がある。その際には、環境省担当官から、それらの井戸の設置場所等の必要情報の通知を行う。

（2）地下水試料採水時期及び回数

地下水の採水は、令和7年5月（春季）、8月（夏季）、11月（秋季）、令和8年2月（冬季）の計4回行う。

採水する時期及び数量を表4に示す。

表4 平塚地区の調査対象の井戸数とその実施回数

採水月	採水回数	水位測定回数	現場水質測定回数
	観測対象 (観測井 15 孔, 飲用 等目的井戸 13 孔)	観測対象 (観測井 18 孔, 飲用 等目的井戸 13 孔)	観測対象 (観測井 18 孔, 飲用 等目的井戸 13 孔)
令和7年5月	28	31	31
令和7年8月	28	31	31
令和7年11月	28	31	31
令和8年2月	28	31	31
業務期間合計	112	124	124

本業務期間内において、調査内容に関わりなく、各採水月において5回程度の追加又は削減となる場合があり、本業務数量としてこの増減分を含むものとする。

採水を行う井戸の設置場所や構造等についての詳細は、契約締結後、環境省担当官から指示を行う。

(3) 地下水試料の採水等

採水する深度は、以下のとおりとする。

- 1) 観測井として設置されている 18 孔のうち、15 孔
 - ・地表面から 8 m にて採水
- 2) 飲用等の地下水利用を目的として設定されている 19 孔のうち、13 孔の井戸
 - ・ポンプが設置された井戸：蛇口から採水
 - ・ポンプが設置されていない井戸：深度 6 m から採水

このほか、平塚地区における採水に際し、3. 1 (1) エ) 及びオ) と同一の業務内容を行うものとする。

なお 3. 1 (1) オ) 及びカ) に掲げる孔内水位及び現場水質等の測定時期及び数量を表4に示す。観測井の設置場所や構造等についての詳細は、契約締結後、環境省担当官から指示を行う。

孔内水位及び現場水質等の測定について、本業務期間内において、調査内容に関わりなく、各採水月において5回程度の追加又は削減となる場合があり、本業務数量としてこの増減分を含むものとする。

全ての井戸における1回当たりの採水の期間は、2日以内とする。

(4) 観測用井戸の保守

適切な水質の観測が年間を通じて可能となり、かつ採水等においても適切な作業が可能となるよう、以下ア)～ウ)の業務を行う。なお、調査対象の観測井戸に増減があった場合、本業務としてこの増減分を含むものとする。

ア) 3. 1 (1) ク) a) 及び c) と同等の業務

観測井として設置されている全 18 孔に対して行う。観測井の孔底深度は、
全て 10m である。

イ) 3. 1 (1) ク) d) と同等の業務

全 37 孔に対して行う。

ウ) 保守に係るその他業務

平塚地区において、ア) に掲げる 18 孔以外の観測井において、3. 1 (1) ク) c) と同様の観測井設置場所に係る土地の改変等（管頭部の変更対応等）が生じる状況となった場合には、環境省担当官の指示のもと、対応を行うものとする。なお、洗浄にかかる観測井の深度は、10m を想定している。

また、全ての採水時等の現場作業において、観測井に何らかの障害（適切な採水が困難又は不可能な事象等）が確認された場合、井戸洗浄や清掃の実施予定の時期にかかわらず、井戸洗浄（適切な水質の採水を回復するため等の措置を含む。）や清掃を指示する場合がある。

3. 3 その他業務

観測対象とする井戸設置箇所の土地所有者や、井戸所有者に対して、採水等の現場作業にかかる連絡や日程等の調整を行うものとする。連絡先や連絡方法等は、契約締結後、環境省担当官から手交するとともに、指示を行う。なお、連絡先については、個人情報を含むことから、7 に掲げる個人情報の取扱いに基づき、データの管理を徹底しなければならない。

現場作業に際しては、「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」における茨城県神栖市事案及び神奈川県平塚市事案※について、十分に把握をした技術者を配置し、観測井設置箇所の土地所有者、井戸所有者等の関係者や周辺住民に対して、適切に配慮した作業を行うこと。

※https://www.env.go.jp/chemi/gas_inform/sonota_singi/sonota01.html

4. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5. 成果物

紙 媒 体：報告書 1 部

A 4 版、300 頁程度（白黒 200 頁、カラー 100 頁を想定）、ファイル綴じ

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2 組

電子媒体：井戸管理台帳（神栖地区編）、同（平塚地区編）を収納した DVD-R 各 1 枚
報告書等：報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は別添によること。

提出場所：環境省 大臣官房環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下

「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 個人情報の取り扱い

- (1) 本業務の請負者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 本業務の請負者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務の請負者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手本業務の段で個人情報を取得しなければならない。
- (4) 本業務の請負者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。
- (5) 本業務の請負者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。
- (6) 本業務の請負者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。
- (7) 本業務の請負者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

い。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (8) 本業務の請負者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または本業務の請負者が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- (9) 発注者は、本業務の請負者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、本業務の請負者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。
- (10) 本業務の請負者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- (11) 本業務の請負者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、

あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「令和6年度茨城県神栖市等におけるジフェニルアルシン酸等における地下水モニタリングのための地下水及び土壌試料採取等業務」の報告書について、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省 大臣官房環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室
電話番号 03-3581-3351（内線 6345）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）

とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。